

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、医療法人Aに雇用され、同法人が運営するB病院に勤務し、平成〇年〇月からCグループにおいて、事務局長（平成〇年から「本部長」に名称が変更。）として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D市への出張のため自宅を出た後、体調不良を感じ、タクシー内で意識を失い、E病院へ救急搬送されたが、搬送先の同病院において死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因：「急性虚血性心疾患」、直接死因の原因：「冠状動脈硬化症」、死因の種類：「外因死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の疾病の発症及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 死体検案書によれば、直接死因は「急性虚血性心疾患」であり、その原因は「冠状動脈硬化症」とされている。F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者に発症した疾病は「急性虚血性心疾患」（以下「本件疾病」という。）と診断し、発症日は平成〇年〇月〇日としているところ、発症状況等に照らすと、当審査会としても、この意見は妥当であると判断する。

(2) 虚血性疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、不整脈その他の心臓疾患は、通常私病とされるものであるが、それが業務による「過重負荷」によって、自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ発症したものと認められる場合は、業務に起因したものと認められるので、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 発症当日及び前日についてみると、決定書理由に説示するとおり、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務についてみると、決定書理由に説示するとおり、発症日の前日及び前々日は休日であり、時間外労働時間数は、自宅パソコン作業や出張時等の移動時間を含めた時間数でみても、1日8時間を超えた日は1日、その時間数は2時間22分、週40時間を超えた時間数は、4時間22分である。

この期間に3日間の出張があるが、これは、月1回の本部での会議出席、会長への業務報告、打ち合わせといった、定例的な出張であり、その間の移動時間や勤務時間等からみて、特に過重な負担のかかる出張とは認められない。

これらのことから、当審査会としても、被災者が「短期間の過重業務」に就労した事実は認められないものと判断する。

- (5) 長期間の過重業務についてみると、決定書理由に説示するとおり、発症前おおむね6か月間における被災者の時間外労働時間数は、移動時間及び休日の自宅作業時間を加えた労働時間数でも、1か月当たり最大で40時間、平均時間外労働時間をみても、最大で、発症4か月間で1か月平均24時間12分であり、特に過重な業務とみることはできない。

この点、請求人は、被災者の出張について過重であった旨主張するが、Gは、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、「Hへの出張は、行程表上『休』として作成されております。ただ、旅費は請求されておりますので、出張扱いにはなっています。」と述べ、Iは、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、「出張は多いとは思いますが、J、K、Lなどで移動時間3時間半程度であり、航空機や新幹線移動であり、現地滞在も2時間から長くても半日程度ですので、特に疲労が蓄積されるようなものとは感じませんでした。自身で作成する行程表に基づき行動しておりました。」と述べている。改めて、上記申述を含む一件記録を精査したが、被災者の出張の頻度は月に4回から6回と多いものの、それぞれの出張の出発時間、帰宅時間、また、出張の間の休日が確保されていること等からして、当審査会としても、「出張の多い業務」として特に過重な業務であったとみることはできない。

また、請求人は、被災者の業務は精神的緊張を伴うものであった旨も主張しているところ、Gは、上記聴取書において、「具体的な新規事業、事業計画は現場の事務長が行っています。本部長は事務長が作成した事業計画書などを検収して、(中略)アドバイスをしていました。」、「ここ数年は、建て直し案件はありませんので、精神的に大きく負担がかかることはありません。」と述べ、Mも、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、「最近は、そう言った話しも耳にしていなかったもので、そこまで精神的なストレスがかかることはなかったと思います。」と述べている。これら申述によれば、本件疾病を発症するに至るまでの被災者の業務は、「精神的緊張を伴う」特に過重な負荷であった

とみることはできない。

これらのことから、当審査会としても、被災者が「長期間の過重業務」に就労したものと認めることはできない。

(6) 以上からすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められない。

また、被災者は、平成〇年〇月当時、狭心症等の治療を受けており、被災者にリスクファクターがあったことがうかがわれる。

(7) したがって、本件については、認定基準に示された業務による明らかな過重負荷のいずれにも該当しておらず、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと、当審査会も判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。